

# 一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会 永年勤続従業者表彰規程の一部改定について

みだしの件について、平成6年から改定されていない第8条費用負担金について、物価高騰により改定したく理事会にお諮り致します

(目的)

第1条 永年にわたり高圧ガス関係事業所等に従事し、高圧ガス事業所または業界発展のために貢献した者を表彰することにより、もって保安意識の高揚を図る。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は20年以上及び10年以上とする。

(表彰の基準)

第3条 高圧ガスの製造並びに販売または関係事業所等会員事業所において、20年以上及び10年以上勤続した者のうち事業所の推薦により表彰する  
従事期間の計算は次による。

- (1) 毎年3月31日を基準とし、1年未満は切り捨てる。
- (2) 事業所が個人から法人に組織変更した場合のように、実質的に同一性を保つ場合は同一事業所とみなす。
- (3) 同一経営の事業所であれば、異動があっても勤続期間は継続しているものとする。
- (4) 勤続期間中、同一事業所であっても高圧ガス以外の業務に従事した場合はその期間を除く。

(表彰の時期)

第4条 表彰は年1回定時総会において実施するものとする。

(表彰候補者の選定)

第5条 被表彰者の選定にあたっては、理事会で審議し会長がこれを決定する。

(候補者の推薦書)

第6条 被表彰者の推薦は別記様式第1号によって行うものとする。

(表彰の方法)

第7条 表彰にあたっては、表彰状並びに記念品を贈呈する。

(費用負担)

第8条 被表彰者を推薦する事業所は次の金額を負担するものとする。

- (1) 20年以上 1名あたり 15,000円
- (2) 10年以上 1名あたり 12,000円

## 附 則

この規程は平成 6年1月 7日から実施する。

この規程は平成25年4月 1日から実施する。

この規程は令和 7年8月28日から実施する。